

処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の15第1項
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行令第20条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係（電話0952-24-1111、内線3035） 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：